

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	苫小牧市				民間		
	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
清掃作業員	26 人	50.5 歳	368,976 円	440,164 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
給食調理員	42 人	54.1 歳	383,237 円	405,731 円	調理士	42.5 歳	248,200 円
用務員	36 人	51.0 歳	367,035 円	413,795 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
自動車運転手	8 人	55.1 歳	394,797 円	440,611 円	自家用乗用自動車運転者	50.4 歳	257,500 円
バス事業運転手	46 人	39.4 歳	306,855 円	355,368 円	営業用バス運転者	42.0 歳	315,700 円
その他技能労務職員	50 人	43.2 歳	323,444 円	368,256 円	—	—	—
合計	208 人	47.3 歳	347,829 円	392,626 円	—	—	—

※ 本市のデータは平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。その他技能労務職員には学校事務補、清掃指導員、汽  
 缶士などを含みます。

※ 平均給料月額とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均

※ 平均給与月額とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務等の諸手当の合計

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致  
 しているものではありません。また、民間データは平成 16～18 年の 3 か年平均の数値です。

#### (2) 年齢別職員数

区分	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	～ 23 歳	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	以上
清掃作業員	人	人	1 人	2 人	1 人	2 人	2 人	4 人	4 人	10 人	人
給食調理員	人	人	人	人	人	人	4 人	10 人	11 人	17 人	人
用務員	人	人	人	人	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人	14 人	人
自動車運転手	人	人	人	人	人	人	1 人	1 人	1 人	5 人	人
バス事業運転手	人	人	人	10 人	20 人	11 人	3 人	1 人	1 人	人	人
その他技能労務職員	1 人	人	10 人	4 人	7 人	8 人	3 人	人	8 人	9 人	人
合計	1 人	人	11 人	16 人	32 人	25 人	17 人	21 人	30 人	55 人	人

※ データは平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表について

技能労務職員については、一般行政職の給料表を適用しており、平成 19 年 7 月には、国の給与構造見直しに伴い給与水準を 4.8%引き下げました。

#### イ 技能労務職員の特殊勤務手当について

手当名称	支給要件	支給単位
①業務手当	(1) 廃棄物の処理業務等の所管課の職員(事務職員及び廃棄物の焼却処分施設の維持管理業務等の所管課の職員を除く。)	月額 5,000 円
	(2) 常時野犬掃討に従事する職員	月額 2,000 円
	(3) 養護老人ホームの用務員	月額 1,000 円
	(4) 緑化技術員	
	(5) 特殊学級の児童の通学用車両の運転手 (乗降の介助をする運転手に限る。)	
	(6) 公務補	
	(7) 汽缶業務に従事する病院の汽缶士	月額 1,000 円
②早出勤手当	養護老人ホームの給食調理員	月額 1,700 円
③屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径 6 キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る。)で 3 時間以上業務に従事した職員	日額 250 円
④特殊自動車等 運転手当	特殊自動車等の運転業務に従事した運転手(廃棄物の処理業務等の所管課の運転手を除く。)	日額 250 円～ 200 円
⑤日曜祝日勤務 手当	日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務したもの	日額 700 円
⑥年末年始手当	勤務場所により数種(詳細省略)	(詳細省略)

※ このうち、①-(2)(7) ② ⑤ ⑥の手当については、平成 20 年 4 月から廃止が決定しています。

#### ウ 昇給基準について

毎年 1 月 1 日に勤務成績に応じ 4 号給(55 歳以上の職員にあつては 2 号給)を標準として昇給させています。

## 2 今後の基本的な考え方

技能労務職員については、現在、新規採用は行っておらず、今後も退職者の不補充職種とします。

※参考 最近の採用状況・・・平成 16 年 1 人、平成 11 年 1 人、平成 10 年 17 人

### 3 具体的な取組内容

給料表については、現行の行政職給料表を適用しますが、他都市の動向を参考に、適正な運用となるよう努めます。

特殊勤務手当については、平成20年4月から、早出勤務・日曜祝日・年末年始手当を廃止するほか業務手当の一部についても廃止する等の見直しを行いました。今後も手当のあり方を精査し、見直しを行っていきます。

### 4 その他

退職者の不補充及び職員数の適正化を踏まえ、今後は技能労務職員の退職状況を注視しながら、次のような取組により職員数の削減を図ります。

#### (1) 事務事業の見直し

事務事業の見直しを徹底し、行政需要の減少した部門については、職員数の適正化を図ります。

#### (2) 民間委託の推進

ごみ収集やバス運転業務など民間に委ねることができる業務については、積極的に民間活力の導入を推進します。

#### (3) 再任用、職種転換ほか

再任用職員や嘱託職員を活用するほか、技能労務職員の他職種への職務換えを検討します。